



2025年2月13日

各位

会社名 **株式会社ADワークスグループ**
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：2982 東証プライム)
問合せ先 取締役 グループ戦略部門 執行役員 部門長 室谷 泰蔵
電話番号 03-5251-7641

信託を用いた役員株式報酬制度の継続に関するお知らせ

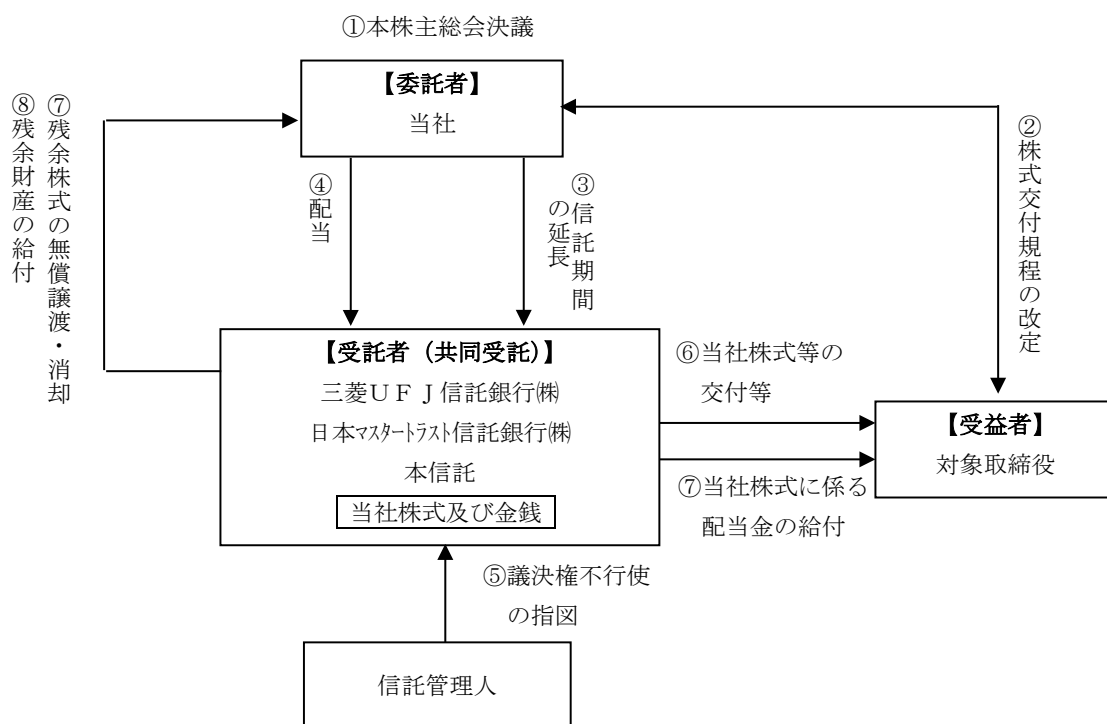
当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月26日開催の第1期定時株主総会及び2022年3月25日開催の第2期定時株主総会で承認され、導入及び継続しております信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、本制度に基づき設定していた信託が2025年5月に終了するため、その内容を一部改定のうえ、継続することに関する議案を2025年3月26日開催予定の第5期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続と目的について

- (1) 当社は、役員報酬制度として、①固定報酬、②毎年の成果に応じた短期業績連動報酬、③複数年度の業績や企業価値に連動した長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬としては単年度利益計画の達成を目安に支給する役員賞与、③企業価値及び長期業績連動報酬としての株式報酬であります。
- (2) 本制度の対象者については、これまで当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び株式会社エー・ディー・ワークス（以下「ADW」という。）を含めた当社子会社の代表取締役（国外居住者を除く。）としておりましたが、今回より当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）（以下「対象取締役」という。）といたします。
- (3) 本制度は、本日開催の当社取締役会において改定された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであり、本制度の継続により、対象取締役が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株価を意欲した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- (4) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (5) 株式交付規程に従い、信託期間中、受益者要件を満たした対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）します。本制度の終了時には、信託内の残余株式を当社に無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで消却を行う予定です。また、本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、信託留保金を超過する部分については、対象取締役に給付する予定です。

2. 本制度の概要



- ①当社は、本制度の継続導入に関して本株主総会において役員報酬に関する決議を得ます。
- ②当社は、本制度の継続導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③当社は、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする本信託の信託期間を延長いたします。当該延長にあたっては、金銭の抛出及び当社株式の追加取得は行わない予定です。
- ④本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥株式交付規程に従い、信託期間中、対象取締役の役位及び業績目標の達成度等に応じ、対象取締役にポイントが付与されます。対象取締役は、受益者要件を満たしたときに、付与されたポイント数の50%に相当する数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦信託期間の満了時に信託期間を延長することなく信託を終了する場合において、信託終了時に残余株式が生じた場合、当該株式を当社に無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで消却を行う予定です。信託終了時の本信託内に残余する当社株式に係る配当金のうち、信託留保金を超過する部分については、対象取締役に給付する予定です。
- ⑧本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する対象取締役への当社株式等の交付等により、本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を抛出する可能性があります。

3. 改定後の本制度について

本制度の継続にあたっては、本株主総会における承認を得ることを条件として、本制度の内容を一部改定します。改定後の本制度の内容は以下のとおりとなります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて、役位及び業績目標の達成度等に応じて、受益者要件を満たした対象取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり）。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は、信託期間中に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、株式交付規程に基づき算定された株数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 信託期間中の毎年12月31日に対象取締役であること（信託期間中に新たに対象取締役となった者を含む。）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと

(3) 信託期間

本制度は、原則として、中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する事業年度を対象としますが、当社は現在、2024年1月1日から2026年12月31日までの3事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であるため、本制度の継続導入後の信託期間は2025年5月（予定）から2027年5月（予定）までの約2年間とします。なお、信託期間の満了時において、下記（4）に記載のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 信託金額及び本信託による当社株式の取得方法

当社は、対象取締役に對し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、104百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である2事業年度については208百万円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、対象取締役を受益者として対象期間に対応する期間の信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。なお、今般の継続導入に際しては、設定済みの本信託に対し、上記上限の範囲内で必要な金員の追加拠出は行わない予定です。当社は、対象期間中、対象取締役に對するポイント（下記（5）のとおり。）の付与を行い、当該対象取締役が受益者要件を満たしたときに、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイント数により定まります。

< 交付等を行う当社株式等の算定式（ポイントの計算方法） >

毎年3月の取締役会で、役位に応じたポイントテーブルに基づき、毎年12月31日に在任している対象取締役にポイントを付与することを決定します。ただし、対象期間の事業年度の税金等調整前当期純利益金額が当社の定める単年度計画値に達しないと見込まれる場合、当該年度についてはポイントを付与しないものとします。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に対象取締役に対して付与されるポイント数の上限は、75万ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に対象取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、2事業年度を対象とする対象期間中に対応する上限交付株式数は、150万株となります。

なお、上記（4）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる1事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。

この上限交付株式数は、2022年3月25日開催の第2期定時株主総会で承認された内容等を基に設定しています。

(6) 対象取締役に対する株式交付時期及び譲渡制限期間

信託期間中に、対象取締役が上記（2）の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（5）により算定される株数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。このとき、当該対象取締役は、ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、本制度を通じて対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます（※）。

※ 譲渡制限期間中に一定の非違行為があった場合、当該対象取締役に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとします。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（6）により対象取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(9) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本信託を継続利用し、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用することがあ

ります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、当該残余株式を本信託から当社に無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金等として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、受益権割合（※）に従って対象取締役に給付する予定です。

※ 受益権割合は、信託期間終了時に在任している対象取締役について、それぞれ上記（５）によって付与されたポイントの信託期間中における累積数を、信託期間終了時に在任している全対象取締役について上記（５）によって付与されたポイントの信託期間中における累積数の合計で除することによって算出されます。

（ご参考）信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象取締役のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託期間延長の合意日	2025年5月（予定）
⑧延長後の信託の期間	2025年5月（予定）～2027年5月（予定）
⑨議決権行使	行使しないものとします。
⑩帰属権利者	当社
⑪残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。

以 上